

# 日中における知財領域の学術研究交流の懸け橋

## —日中共同研究事業を振り返って

弁理士法人志賀国際特許事務所・法学博士  
井手 李咲 (Risa Ide)

〈要約〉日中共同研究事業は、今年で13年目を迎える。他の調査研究事業と異なる点を挙げるとすれば、日本と中国の学識経験者が知財に係る共通の研究テーマを設定し、1年間じっくりと学術的な研究に取り組むことにあろう。日本と中国との間は、しばしば政治的な要素により各種交流が中断したりしているが、本事業では少しずつ育んできた信頼関係を土台に学術的な研究交流を長く続けてきた。本稿は、当該事業を振り返ったものである（なお、本稿中の内容は、各執筆者が当時を振り返って記した個人的な所感であり、現在又は当時の所属組織の公式な見解を示すものではない）。

日中共同研究事業とは、平成25年度よりスタートした特許庁の委託事業「知的財産保護包括協力推進事業」を一般的に称している事業のことである。本事業が始められる準備段階から、母校で助手をしていた私は当時の（一財）知的財産研究所（現：（一財）知的財産研究教育財団知的財産研究所）（以下「知的財産研究所」という）の天野斉研究部長<sup>1</sup>にお声を掛けられ、本事業に関わることとなった。

本事業の目的は、日中における知的財産制度に関連する学識経験者による共同研究などを通じて、大学・知財関連の研究機関との関係を構築し、日中両国における知的財産制度への相互理解を深め、中国の知的財産制度の調和を促すことや、審査・係争・エンフォースメントなどの適正化を実現することにある。このような事業目的を実現するためには、まず適切な事業の枠組みを構築し、本事業においてご協力いただける日中の学識経験者にご参加いただくことが何より重要であった。事業の準備段階において、まず日本側の共同研究者としては、中国においても多大な影響力を有する中山信弘会長のご協力を仰ぎ、そこに当時國學院大學におられた中山一郎教

授のご協力を得ることができた。問題は、中国側の学識経験者をどのように調整するかにあった。ここでは、知的財産研究所が実施してきた各種事業における人脈が大いに役に立ったものである。

### ●コラム1：知的財産研究所の第二の創業

天野 斉（研究部長：2011.7～2013.6、現：北海道大学 産学・地域協働推進機構 産学協働サテライト室長／特任教授）

研究部長に着任した2011年、知的財産研究所は法人制度改革への対応として、それまでの「財団法人」から「一般財団法人」へと移行し、第二の創業ともいえる新たな船出を始めた。

公益法人ではなく一般法人を選択したことで事業の自由度は高まったものの、法人としての持続的発展や収益確保のためには、これまで以上に幅の広い事業展開や自主的な企画が求められることとなった。特許庁から受託する調査研究等のみならず、民間発注の調査研究の受託、多様なテーマによる有料セミナーの開催、英語論文集の出版など、必ずしも全てが成功したわ

井手 李咲 (Risa Ide) 弁理士法人 志賀国際特許事務所

青山学院大学大学院法学研究科 博士（法学）

2011年度から2年間は特別研究員として、2013年から2025年まで研究員として知的財産研究所で従事。専門は、知的財産法であり、諸外国の知的財産制度について、特許、商標、不正競争、地理的表示、伝統的知識など幅広く調査研究を行った経験を有する。

1 研究第二部長（現：研究部長）（以下「研究部長」という）

けではないが、新たな試みを次々と始めていった時代であった。

そのような中、調査研究の枠を超えた新たな国際展開へのチャレンジとして、学術研究交流の懸け橋ともなるこの日中共同研究事業が始まることとなった。

知的財産研究所では、1997年より始められている特許庁の委託事業で海外から研究者（「招へい研究員」という）をお招きして研究を行う事業を実施している。また、若手の研究者を育成するための「産業財産権研究推進事業」では、特別研究員として1年間研究に専念できる環境を提供するといった事業を実施しており、私は、日中共同研究事業が始まる前の年度まで2年間の間、当該事業の特別研究員として在籍し、その間、多くの中国学識経験者と交流を深めることができた。そのうちの1人が、中国で知財第一人者と呼ばれている中南財經政法大学の総長（当時）であった呉漢東教授<sup>2</sup>である。本事業の目的を実現するためには欠かせない存在であると考えられた。さらに、中国社会科学院<sup>3</sup>の李明徳教授、管育鷹教授、唐広良教授は、かつて招へい研究員として知的財産研究所に在籍されたことがあり、本事業へのご協力をご快諾いただいた。

このようにして、初年度は、日本側は中山信弘会長と中山一郎先生、中国側は中南財經政法大学の呉漢東先生と熊琦准教授（当時）及び詹映准教授（当時）、中国社会科学院の李明徳先生、管育鷹先生及び唐広良先生により共同研究を行った。

初年度の事業をスタートさせた頃、知的財産研究所の研究部長は天野部長より中島成部長へと代わっていた。初めての会議は、北京のホテルの会議室で開催された。第1回目の会議は、知的財産研究所の大森陽一専務理事も「知的財産制度の抱えるマクロ的問題」と題してご報告された。初年度では、タイ

トなスケジュールの中、北京の会議後に東京でも研究者会議及び意見交換会を開催し、さらに、その後再び北京で三村量一弁護士と中山一郎先生を講師としてお迎えし、知的財産専門裁判所に関するシンポジウムを開催した。

### ●コラム2：日中共同研究事業の始まりに立ち会って

中島 成（研究部長：2013.7～2014.6、現：弁理士法人 山王内外特許事務所 副所長 弁理士）

当時の研究部長として、本事業の立ち上げに関わることとなった。自身は、中国訪問の経験もなく、同国の法制度や現地事情について十分な知見もなかった。加えて、政治的には両国関係が緊張する時期であり、本事業を具体的な形にすることは、決して容易ではなかったといえる。

そのような中で、中山会長、大森専務理事の長年の人脈と信頼関係が大きな役割を果たし、高野氏、福田氏、井手氏、金子氏をはじめとする担当研究員の地道な調整と準備の積み重ねが、着実に道筋を形づくった<sup>4</sup>。中国で二度、日本で一度、研究会を開催し、年度内に報告書を完成できたのは、そうした組織的な尽力の成果でもあった。

異なる法文化を前提としつつも、専門家同士が冷静な対話を重ねていく研究会の場は、印象深いものであり、その後も本事業が継続し、学術交流研究の懸け橋として発展してきたことは特筆に値する。立ち上げ期の関与者として、こうした歩みを静かにうれしく思っている。

そして、平成26年度の事業からは、年間を通じて行う共通の研究テーマを3つ設定し、日中両国の研究者が共同で研究を行い、研究成果をまとめて研究成果報告書として作成するスタイルが形づくられ

2 中国においては、知財制度の構築を始めたころから、その知財領域の権威として「南呉北鄭」といわれていた。南の呉は、呉漢東先生のことであり、北の鄭は、2006年に亡くなられた中国社会科学院の鄭成思教授である。

3 中国社会科学院は、中国国務院直属の哲学・社会科学研究所の最高学術機関であり、中国政府のシンクタンクとして政策立案に大きな影響力を持つ。

4 中山信弘 会長（現：（一財）知的財産研究教育財団会長）、大森陽一 専務理事、高野陽子 主任研究員、福田匡志 主任研究員、井手李咲 研究員（本稿著者）、金子好之 統括研究員（肩書はいずれも当時のもの）

た。研究者としては、中国側は新たに重慶大学の陳愛華講師（当時）が加わり、日本側は高倉成男教授、浅見節子教授、菊池純一教授、山根崇邦准教授（当時）が加わった。知的財産研究所では、研究部長が中島部長から川俣洋史部長へと代わった。当該年度から、本事業の会議のフレームワークも固まり、共同研究者（本事業に参加されている学識経験者を指す）が共同研究のテーマについて議論を行う「研究者会議」、学識経験者が実務家からの講演を聞いたり意見交換を行ったりする「意見交換会」及びタイムリーな日中における知財関連のテーマに係る単発的な「ワークショップ」を開催するようになった。当該年度の事業の年度末の北京での会議には、知的財産研究所の招へい研究員として滞在されたご経験を持つ最高人民法院の羅東川裁判官もご出席され、知的財産研究所の会議へ参加することは実家に戻った気分で大変懐かしく親しみを感じるとご挨拶されたことが何より印象深かった。この年度の事業では、特許庁、日本の複数の大学及びローム株式会社を訪問し、主に中国側の学識経験者と意見交換を行った。年度の終わりに開催されたワークショップでは、塚原朋一弁護士、北京知識産権法院の陳錦川副院長（当時）及び広州知識産権法院の林広海副院長（当時）により知的財産専門裁判所に関する内容を扱い、大学や研究機関だけでなく、現役の裁判官も多く参加された。

平成27年度の事業の第1回目の会議は、中国の深センから始められた。呉漢東先生の影響により、

現地の研究機関の協賛が得られ盛大に開催したものである。深センの会議で川俣部長は、知的財産研究所についてプレゼンテーションを行い、中国の知財関係者に対して、うわさで聞く「IIP」という日本の研究機関が一体どのようなところであることを紹介した。また、現地研究機関のアレンジにより、Huawei社やテンセント社などへ訪問し、知財部の担当者と意見交換を行った。

### ●コラム3：当時を振り返って

川俣 洋史（研究部長：2014.7～2016.6（当時））

深センといえば、当時、珠江デルタ地域の中核都市として既に有名であり、テンセントをはじめとする有力企業やスタートアップ企業の拠点としても広く知られていたが、自分自身は初めての訪問となった。移動のための貸切マイクロバスの車窓から、立ち並ぶ高層ビルと青々と茂る広大なマングローブ林が同時に目に飛び込んでくる風景に、ここが改めて亜熱帯気候に位置することを実感した。

1日目の意見交換会議では、中南財経政法大学知的財産研究センターの呼び掛けがあったにせよ、オブザーバーとして現地政府等の関係者が多数参加したことに驚いた。しかし、それにとどまらず、2日目の現地視察における企業の知財担当者との意見交換の場でも、知財戦略の紹介や日本の知財制度についての質問などがあった。このように現地を訪れ、関係者の声を





直接聞いたことは、中国を代表するイノベーション創出都市において、知財の重要性が浸透しているとの強い印象を持つのに十分な経験となった。

平成28年度の事業から、日中事業における共同研究のテーマは、知財戦略や人材育成といったマクロ的なテーマから徐々に訴訟における救済、不使用商標などと具体化していた。共同研究者の構成も若干の変化があり、中国側は唐広良先生が抜けられ、新たに中南財經政法大学の曹新明教授、彭学龍教授、中国社会科学院の李菊丹副教授（当時）が加わり、日本側は高倉先生、中山一郎先生、菊池先生及び小塚莊一郎教授の4名となった。知的財産研究所では、川俣部長から榎本英吾研究部長へとバトンが渡った。また、日本の会合時には、法律事務所や特許庁の審判部を訪れ、意見交換を行った。

平成29年度の事業では、初めて意匠に係る研究テーマを扱い、その年度では部分意匠の保護に関する研究を行った。共同研究者も、中国側では中南財經政法大学の熊琦先生と中国社会科学院の李菊丹先生、重慶大学の陳愛華先生が抜けられ、新たに中国社会科学院の張鵬助理研究員（当時）及び中国国家

知識産権局（CNIPA）知識産権発展研究センター<sup>5</sup>の顧昕助理研究員（当時）の若い力が加わった。日本側の共同研究者は、少しの入れ替わりがあり、中山一郎先生、小塚先生以外に、茶園成樹教授、宮脇正晴教授、今村哲也准教授（当時）及び青木大也准教授が加わり、6名となった。この年度の第1回会議は、中国の蘇州で開催したが、飯村敏明弁護士や駒田泰土教授と共に100年ぶりの炎暑に見舞われたものの、1900年に創立した法学の第一名門校とされる蘇州大学の前身である東呉大学の跡地を訪ね、法学を専門とする多くの者としては忘れられない体験をした。この年度の東京会議時に、中国側の学識経験者は、知的財産高等裁判所を訪問し、裁判官の方々と意見交換を行った。また、北京の会議後には、北京知識産権法院を訪れ、日中の学識経験者は中国の裁判官の方々と意見交換を行った。

平成30年度の事業において、中国側の共同研究者は彭学龍先生が抜けられ詹映先生が再び参加され、日本側の共同研究者は大幅に入れ替わり、小塚先生と宮脇先生以外に、熊谷健一教授、鈴木将文教授、潮海久雄教授、前田健准教授（当時）が加わった。この年度の東京会議時には、日中両国の共同研究者と一緒に日本の企業への訪問を行い、ソニー社

5 中国国家知識産権局（CNIPA）のシンクタンクであり、知財に係る各種調査研究及び法律草案の作成を担当する。

を訪れ、北京会議後には百度（バイドゥ）という中国の検索エンジンを運営する企業を訪問した。知的財産研究所では、深センで開催した第1回会議は榎本研究部長が参加し、第2回会議からは星野昌幸研究部長に代わった。

#### ●コラム4：当時を振り返って

榎本 英吾（研究部長：2016.7～2018.6、現：香川大学 産学連携・知的財産センター 副センター長／知的財産部門長／特命教授）

この事業の中で一番印象に残っているのは、商標に関するものです。

当時、中国での海外企業の商標の不正使用が問題となっていました。中国での裁判の公平性について疑問を呈するような論調もありました。本事業の中国での会合で、北京知的財産権法院の方からは海外企業が中国企業を訴えた事件では100%海外企業が勝訴しているとの紹介がありました。海外での論調を意識したものだったと思います。

また、制度の隙を突くような悪意のある商標の不正使用や出願については、日中のそれぞれで問題となっていたため、事例を通して日中の先生方が深い議論をされていたことが印象的でした。その後、中国で悪意のある出願に対する法改正がされました。ご高名な先生方が参加されていたことを考えると、本事業の影響が多少なりともあったのではないかと推測しています。

平成31年度（5月1日からは令和元年）において、中国側は同じく知的財産研究所の招へい研究員であられた中国科学院<sup>6</sup>の閻文軍教授が加わり、日本側は小塚先生、菊池先生、潮海先生、宮脇先生、前田先生に加え、金間大介准教授（当時）が新たに参加された。この年度の東京会議時には、日中両国の共同研究者がパナソニック社を訪問し意見交換を行い、北京会議後には設立して間もない最高人民法院

知識産権法廷を訪問し、中国の最高人民法院の裁判官と意見交換をすることができた。この会議を開催したのが2020年の1月であったが、帰国後間もなく新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延がニュースで報道された。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の事業の実施が危ぶまれていたが、研究テーマを2つに絞るなど工夫をし、会議はオンラインで開催する方法で無事に実施することができた。田村善之教授<sup>7</sup>は、この年度の事業において初めて共同研究者として本事業に参画され、以来、日中共同研究事業における日本側の座長としての役割も果たされてきている。日本側は、他に中山一郎先生、潮海先生に加え、金子敏哉准教授（当時）が新たに参加され、4名体制で共同研究に臨んだ。この年度の事業ではほぼ全ての会議がオンラインで行われ、KDDI社の知財部の方々との意見交換がオンラインではあったが実現できた。この年度、知的財産研究所では、星野部長から二階堂恭弘研究部長に代わった。

令和3年度事業では、再び意匠に関する研究テーマを1つ設定した。そして、日本側の共同研究者は田村先生、茶園先生、前田先生と青木先生の4名となった。この年度の共同研究のテーマは、意匠保護の在り方に関するもの以外に、ソフトウェア関連技術の特許保護についても研究が行われた。また、本事業における2回目の実務家による講演において、裁判官経験者や弁護士、弁理士が多かったところ、意匠に関するテーマでは初めて企業の知財担当者をお招きして講演を行った。また企業の知財部の方々との意見交換は、キャノン社の方との意見交換が実現した。

令和4年度事業ではまだまだ新型コロナウイルス感染症が猛威を振っていた時期であるが、日中共同研究事業はこのような環境での事業の進め方を模索しながら、円滑に進めていた。この年度の中国側の共同研究者は変更がなかったが、日本側の共同研究者は田村先生、小塚先生と金子先生に加え、吉田

6 中国科学院は、中国におけるハイテク総合研究と自然科学の最高研究機関であり、國務院の直屬機関である。

7 田村先生と呉漢東先生は、20年以上にわたる忘年の交わりを持つ間柄である。たしか、常に研究に没頭されていた田村先生が初めて参加された海外の会議が、呉漢東先生主催の中国における知財領域では最大規模の「南湖知財カンファレンス」である。

広志教授が新たに参加された。意見交換を行った企業としては、オンラインでのコミュニケーションができるという利点を生かして、塩野義製薬社の方々との意見交換を行った。

そして、令和5年度事業では、初めて独占禁止法に関する内容を共同研究の研究テーマとした。中国側の共同研究者の構成はこの年に若干の変化があり、李明徳先生が抜けられ、北京大学の張平教授（知的財産研究所の招へい研究員であられた方である）が加わり、日本側は田村先生、宮脇先生と金子先生以外に、独占禁止法がご専門の林秀弥教授が新たに参加された。知的財産研究所では、二階堂部長から大屋静男研究部長に代わった。この年度の10月頃になると、新型コロナウイルス感染症はようやく落ち着き、企業訪問を物理的に対面で行うことができ、日中両国の共同研究者は三菱電機社を訪問し、同社知財部の方々との意見交換を行った。

令和6年度事業となって、ようやく対面での会議が実現した。なお、第1回のキックオフミーティングは、予算などの制約によりオンラインにて開催し、第2回の会議では、日中両国の共同研究者が約5年ぶりに再会し、互いに近況を報告しながら、さらに深みのある討議が実現できた。そこで、第3回の北京会議も北京での対面の開催を実現すべく着々と準備を始めた。当時、日本から中国への渡航は、まだ新型コロナウイルス感染症以来のビザ取得の義務付けが解除されておらず、日本側の渡航者全員のビザ申請から始めていた。しかしながら、この過程で本事業にも係る中国の政府機関の内部で規律違反に関する調査が始まり、様々なりスクを検討した結果、中国への渡航は断念せざるを得なくなった。

そして、今現在実施されている令和7年度の事業では、中国側の共同研究者の変化として、中国社会科学院の張鵬先生の代わりに李菊丹先生が参加され、日本側の共同研究者は田村先生、鈴木先生、茶園先生や青木先生に加え、麻生典准教授及び橘雄介准教授が新たに参加された。知的財産研究所では、大屋部長から中西聡研究部長へとバトンが渡った。

長年にわたり、本事業では学識経験者と実務に携わっておられる産業界の方々との意見交換を重要視

し、実際の企業の知財部を訪問するほか、多くの団体の方を会議の会場にお招きし、講演していただき、日中両国の学識経験者との意見交換を行ってきた。特に日本知的財産協会（JIPA）からは多大なご協力が得られ、他にも日本商標協会、日本自動車工業会（JAMA）、電子情報技術産業協会（JEITA）や日本デザイン団体協議会などがある。団体の担当者は、この意見交換を通じて、日中両国の知財制度に係る実務的な観点からの問題提起ができ学識経験者からアドバイスが得られたり、学識経験者は知財の現場からの生の情報が得られ、それが研究の刺激となったりとシナジー効果が得られている。

平成25年に本事業が始められて以来、実に様々な知財に係るテーマについて研究を進めてきた。最初の段階では、互いの知財制度にまつわる状況を大まかに理解していくために、マクロ的なテーマを設定し、そこから徐々に信頼関係を築きながらよりディープなテーマについて共に挑んできた。

平成25年度の事業では、知財戦略などのマクロ的なテーマを扱いつつも、中国における知財領域の専門裁判所の見直しを見据え、「将来の中国知的財産法院の設置モデル」や「『知的財産立国』に向けた10年－知的財産高等裁判所設立をめぐる経緯と論点」などについて共同研究を行い、成果として報告された。その後、中国では、2014年8月31日、北京知識産権法院、上海知識産権法院、広州知識産権法院の3つの専門裁判所が設置され、2014年12月には中国の最高人民法院により「知識産権法院の技術調査官の訴訟活動参加に関する若干問題の規定」を公表した。この技術調査官制度については、平成28年度の事業において「日中技術調査官制度及び運用に関する比較研究」として共同研究を行ったが、中国では2019年1月28日に最高人民法院が「知識産権法院の技術調査官の訴訟活動参加に関する若干問題の規定」を改正し、2019年11月に最高人民法院が「技術調査官業務ハンドブック」を制定し、公布した。

不正競争法関連では、平成26年度の事業において「ビッグデータ時代の知財保護の新たな構想」、「中日における不正競争防止法に関する比較研究」

及び「インターネット企業のイノベーションモデルと知財保護政策の発展方向性」について共同研究を行ったが、2019年4月23日に中国では反不正競争法を十数年ぶりに改正した。当該改正法の6条には初めて「商品等の表示の混同」に関する規定が設けられ、同9条では「営業秘密」に関する規定を改めた。

さらに、損害賠償に係る共同研究のテーマとしては、平成28年度の「知的財産損害賠償の司法裁判規定」や「特許権侵害に対する損害賠償制度の現状と基本的方向性－日本の損害賠償は低すぎるか」や、平成30年度の「商標の類否判断における『取引の実情』」があり、令和2年度の「日本の知的財産権侵害に対する損害賠償額の算定の現況と課題」、「侵害プレミアムを考慮した相当実施料額をどのように算定するか」、「知的財産における懲罰的賠償の私法基礎と司法適用」、「知的財産権侵害の懲罰的損害の適用問題」及び「中国における商標権侵害の損害額の算定状況及び展望」があった。その後における中国における関連制度の改正動向としては、2020年10月17日に改正し、2021年6月1日に施行された中国専利法の第4次改正において、賠償額の確定順序、懲罰賠償、法定賠償額の下限及び上限の引き上げ、帳簿など提出命令（改正法71条）に関する規定を改め、2021年2月7日に最高人民法院により制定され、同3月3日に施行された「知的財産侵害の民事事件を審理する際の懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」においては、中南財経政法大学、上海市高級人民法院、重慶自由貿易試験区人民法院などからの研究報告に基づいているという。当該解釈において、賠償額の計算方法、事実と理由の明確化（2条）、知的財産侵害の故意の認定方法（3条）を明らかにし、考慮すべき実情の認定（4条）、逸失利益に基づく基数の算定（5条）をより明確にしたとされる。中国側の共同研究者のお話によれば、日中共同研究の成果により、中国における損害賠償額の算定における科学性を向上させ裁判官による恣意性を効果的に排除し、算定根拠の具体性を示し、予見可能性を向上させ、適正な賠償額の算定につながったという。

次に、標準必須特許に関して平成30年度の事業では「標準必須専利権者のFRAND声明に係る法的性質の検討」、「標準必須専利における差止請求の適用問題」、「中国における標準必須専利の差止救済問題－標準加入時の公開義務の不履行及び交渉過程における過失が差止請求に及ぼす影響」、「標準必須特許権の行使を巡る国際動向と法的分析」及び「標準必須特許の権利行使制限を巡るルールの在り方－当事者行動最適化の観点から」を内容に共同研究を行ったが、中国で2020年10月17日に改正し、2021年6月1日に施行された中国専利法第4次改正において、標準必須特許に係る強制許諾（改正法53条、59条～62条）に関する規定を設けた。

間接侵害に関するテーマとしては、平成31年度に「専利間接侵害の制度構築と法律適用」、「分離式権利侵害と方法専利の保護」、「専利間接侵害モデルの立法選択」、「特許法における間接侵害－日本法の経験」及び「日本における特許権の間接侵害－専用品型の間接侵害と非専用品型の間接侵害の役割－」を扱っていたが、専利法にはまだ盛り込まれていないものの、2020年12月23日に最高人民法院により改正した「最高人民法院の専利権侵害紛争事案を審理する際の法律応用若干問題に関する解釈（二）」（2021年1月1日施行）においては、専利間接侵害の判断（21条）について明確に規定された。

さらに、専利無効の抗弁に関連しては、平成27年度の事業において「専利無効の抗弁の適用機制に関する研究」及び「知的財産推進計画に基づいて行われた過去12年間の知的財産法の改正を振り返って－特許法を中心として」について共同研究が行われたが、前掲の2020年12月23日に最高人民法院が改正した「最高人民法院の専利権侵害紛争事案を審理する際の法律応用若干問題に関する解釈（二）」では、専利侵害事件における専利無効の抗弁（2条）を明文化した。

知財の人材育成に関するテーマも、特に平成26年度において、「日本における知財人材育成に関する研究－特色ある学校教育モデルを踏まえ－」、「中国の高等教育機関における知的財産人材育成体制の研究」、「中国知財人材育成モデルの研究」、「中国の

知識産権人材陣の構築に関する研究]、「日本における知財人材育成に関する比較研究－オープンイノベーション人材の育成と確保の事例を踏まえ－」や「中国知的財産専門人材育成の目標と学部カリキュラム設置」など様々な側面から共同研究を行った。これらの研究成果の影響があったかどうか測ることは困難であるが、2020年9月22日に中国国務院は「知識産権強国建設綱要（2021－2035年）」を公布し、知的財産の高品質な発展を促す人文社会環境の構築（7、19）を掲げた。

長年にわたり、本事業に携わっておられた呉漢東先生は、毎年実施される日中共同研究事業は、中国の国家知識産権局、最高人民法院知識産権法廷などの注目を受けており、事業の会議へは多くの知財制度改正の責任者や現役の裁判官が参加し、これが中国の知的財産制度や運用の整備に最も重要な影響力を及ぼしていると評価された。さらに、今まで本事業で扱われた研究テーマのうち、例えば専利間接侵害に関する研究などは最高人民法院により高度に重要視され、外観設計（意匠のことである）の保護、悪意の商標登録の研究成果などは、関連法改正につながったりしていると評された。

また、同様に長く本事業に携わってこられた菅育鷹先生は、毎年の研究成果の発表会には中国の各レベルの法院、関連政府機関（立法や法改正を担当する部門、知財の管理運営部門、法執行を担当する部門）、学術界の有識者を招へいして意見交換を行い、事業実施の中間段階では弁護士（多くが元裁判官、関連政府の責任者）・弁理士や現役の裁判官、企業の知財責任者などに会議への参加を招へいし、年度末の研究報告書だけでなく毎回の会議資料を参加者へ配布し、先鋭的な研究テーマ及び考え方が明確な研究成果となり、本事業の会議へ参加した全ての者がその後の日常の業務を行われる際の貴重な参考になっているとされ、中国側の共同研究の参加者は、研究成果を中国の学術界の重要な刊行物に発表したり、重要な学術大会で発表したり、中国の立法政策

部門の内部の諮問会議で発表したりしているとされた。中国側の共同研究の参加者は、古参の影響力が強い者や、徹底した比較研究に長けている者であり、このような構成員による研究成果や研究活動は、理論的な貢献はもとより実務の面においても各部門への影響力が強いと評価された。

なお、下記の内容は、中国において2028年までの制度改正などの見込みを2023年4月24日の申長雨局長（CNIPA）の記者会見や中国側共同研究者の見解を踏まえてまとめ、今までの日中共同研究における関連するテーマを挙げたものである。

1つ目は、「知的財産基本法の制定に向けて」であるが、平成25年度に行った「中国における知的財産戦略発展位置付け及び実施重点」、「日中両国知的財産戦略実施指導機関の比較」、「21世紀における知的財産制度とは？」及び「知的財産制度の抱えるマクロ的問題」に係る共同研究、平成27年度に行った「中国専利法発展の道筋と未来方向性」に係る共同研究、平成28年度に行った「特許無効審判と同審決取消訴訟の構造－日米欧の比較研究」に係る共同研究がある。これらの共同研究の成果を呉漢東先生は「民法典時代における中国の知的財産基本法に関する一考察」をテーマに知識産権<sup>8</sup>2021年4月号に、顧昕先生が「日本『知的財産基本法』の立法背景及びその実施効果」をテーマに科技中国<sup>9</sup>2020年5月号に、張鵬先生が「知的財産基本法における行政と司法の調整規定」をテーマに専利法研究<sup>10</sup>2020年6月号にそれぞれ論文を掲載している。中国では、2028年度までに知的財産基本法が制定される見込みであるという。

2つ目は、「専利無効抗弁の立法」であるが、平成27年度事業で行った「専利無効の抗弁の適用機制に関する研究」及び「知的財産推進計画に基づいて行われた過去12年間の知的財産法の改正を振り返って－特許法を中心として」の共同研究の成果は、2028年度までに中国において知的財産訴訟に関する特別訴訟手続き（専利無効抗弁を含む）新設

8 中国国家知識産権局（CNIPA）主管の雑誌であり、1987年に創刊している。

9 中国の政府機関である科学技術部主管の雑誌であり、1996年に創刊している。

10 中国国家知識産権局（CNIPA）条法司により毎年発行される論文集形式の定期刊行物である。

が見込まれる中で参考になるとされている。

3つ目は、「悪意の商標、ブローカー行為」について、平成28年度事業における「登録商標不使用に関する問題の研究」、「登録商標の不使用に関する理論の検討と制度の改善」及び「不使用商標に関する効率的な制度設計の探究－日本の経験を踏まえて」や、平成29年度事業における「商標の抜け駆け登録抑制問題における商品化権－中日の学説と制度の比較」、「商標の悪意ある冒認出願規制の日中比較研究」、「悪意の商標出願と商標法の基本理念」及び「国内外の地名等を含む商標の商標登録出願の取扱いに関する研究」、平成31年度（令和元年度）事業における「外国馳名商標保護の経路」、「中国の馳名商標保護に関する研究」、「外国馳名商標の保護」、「日本の商標法における外国著名商標保護の過去と現在」及び「日本の商標権侵害訴訟における並行輸入の抗弁」に関する共同研究の成果は、今までも中国における商標法で悪意の商標の明文規定などにおいて参考とされたが、2028年度までに中国では悪

意の商標やブローカー行為をさらに規制する商標法改正が見込まれている。

最後に、「人工知能」に関する研究テーマは、本事業では平成30年度に「人工知能発明の専利法問題」、「人工知能と専利制度」、「AIに係る知財法制に関する研究－特許を中心に」及び「AIと知的財産法－特許法を中心に」をテーマに日中の共同研究者が研究を行ってきたが、中国においては、2028年までに人工知能などを含む新領域・新業態における知的財産のルール形成を目指していると伝わってきている。

本事業は、長年続けてきたことにより、知財領域の日中両国の共同研究者の間の信頼を育み、一堂に集い、知的財産制度の在り方を探求するために真摯に向き合う、安定したプラットフォームを構築できている。日中両国における知財領域の学術研究交流の懸け橋になっており、知財領域の貴重な財産になりつつある。この事業が一層の発展を遂げていくことを願ってやまない。